

振草川漁業協同組合内共第4号及び第5号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：振草川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字杉田12番地1

漁業権の免許番号：内共第4号及び第5号

対象となる漁場：内共第4号及び第5号第5種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣及び旋刺網（地方名称「まき網」をいう。）以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
旋 刺 網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上

③漁場区域内における、あゆの遊漁については、竿釣（ルアー釣に限る。）によって遊漁をしてはならない。また（2）-①の規定によるあゆについての解禁の日から7月31日までは、竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

④あまごについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

⑤次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

(2) 遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あ ま ご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
う な ぎ	5月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ	3月1日から11月30日まで 竿釣以外は8月1日から11月30日まで

②公表は、組合及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(3) 禁止区域

(2)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
振草頭首工えん堤の上流端の上流200メートルから 同上流端の下流100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うなぎ	20センチメートル
あまご	15センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において遊漁者が満18歳以下の者のときは無料とし、(2)のただし書きに規定する方法により納付するときはあゆについては1,000円、あまごについては500円、雑魚については200円を加算した額とする。

① 竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿 釣	1日 2,500円
		1年 15,000円
あまご	同	1日 1,500円
		1年 5,000円
うなぎ及びおいかわ (以下「雑魚」という。)	同	1日 200円
		1年 1,000円

② その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	旋刺網	1日 3,000円
雑魚	同	1日 1,000円

(2) 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) (2)に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。また、遊漁承認証取扱所に「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|--------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧発行者名 |

(2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対して、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事項
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日